

○ 相談の流れ（一定の病気のある方）

[悩み]

免許を取得したい
更新が可能かどうか心配
免許取得後に病気になった

[電話相談・予約相談]

「安全運転相談窓口」に相談

[適性検査を実施]

※ 相談結果等に応じて
必要な検査等を行います

検査機器等による検査

診断書の提出

検査結果を審査

[審査（検査）結果を通知]

免許取得（運転継続）可能

※審査の結果、運転に支障がないと判断した場合は、運転の継続（新規取得）が可能です。
結果によって運転できる車両等の条件を免許に付与して運転を認める場合や、病状確認のため定期的な診断書の提出を求める場合があります。

免許取得（運転継続）不可

※審査の結果、運転に支障があると判断した場合は、運転免許の効力の停止や取消し等の行政処分を受ける場合があります。

免許の自主返納

※運転を継続することが難しい（危険）と判断した場合は、運転免許の自主返納をお勧めする場合があります。

